

耐震改修を行った要安全確認計画記載建築物等の 固定資産税が、申告により減額されます

減額の対象となる家屋は？

- 要安全確認計画記載建築物または要緊急安全確認大規模建築物であること
- 令和5年3月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の改修工事を施した家屋であること
- 耐震対策緊急促進事業のうち耐震改修を行う事業に係る政府の補助を受けていること
- 耐震基準に適合した工事であることの証明書等を受けていること
- 所管行政庁に対して耐震診断結果を報告していること
- 耐震改修促進法に規定された所管行政庁の命令または指示の対象となった家屋でないこと

減額の対象部分は？

対象となる家屋の住宅部分のうち 120㎡を超える部分及び非住宅部分が対象となります。

*住宅部分のうち 120㎡までの部分においても、一定の要件を満たしている場合は、耐震改修を行った住宅に対する固定資産税の減額を受けることができます。

減額される期間と金額は？

改修が完了した翌年度から2年度分の固定資産税の1/2が減額されます。

ただし、耐震改修に要した費用の2.5%が限度となります。

申告期限は？

耐震改修が完了した日から3か月以内に申告を行う必要があります。



減額を受けるための手続きは？

○23区内の家屋

「固定資産税減額申告書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、当該家屋が所在する区にある都税事務所へ申告してください。詳しくは23区内の各都税事務所へお問合せください。

○23区外の家屋

当該家屋が所在する市町村へお問合せください。

減額の対象となる改修工事の内容及び証明書の発行についてのご質問は、改修工事の設計及び工事監理をした建築士等にお問合せください。